

知多半島総合医療センター 臨床研修管理委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 初期臨床研修に関して必要な措置等を定めることにより、全ての研修医が、プライマリケアに必要な診断・治療上の基本的知識・技能を修得することおよび、患者を全人的に診ることのできる医師としての態度を養うことを達成するために、研修プログラム、各部署および指導者間の連携、研修医の処遇の改善をするため、知多半島総合医療センター内に臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

1. 臨床研修プログラムの統括管理（理念、プログラムの作成、評価、改善）に関すること。
2. 研修医の管理（研修医の評価、到達度の把握とそのための配慮、処遇の改善、精神面を含む健康管理）
3. 研修の中断および修了に関すること。
4. 診療所など院外施設との調整に関すること。
5. 指導医の任命と評価に関すること。
6. 研修医の募集、採用に関すること。
7. 初期臨床研修に関する情報の収集に関すること。
8. 診療参加型実習をはじめとする、学生の実習・見学に関すること。
9. その他、委員会の目的を達成するため必要な事業に関すること。

必要に応じ、臨床研修部会での討議内容を討議する。

10. 臨床研修における役割・機能について、地域からの声に耳を傾ける取り組み（地域住民・救急隊へのアンケート、地域の有識者へのヒアリング等）に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

1. 統括責任者（院長）
2. 臨床研修管理委員長および副委員長
3. プログラム責任者および副プログラム責任者
4. コメディカル部門の各研修責任者（看護局、薬局、放射線、検査）
5. 各診療科の研修責任者
6. 研修医
7. 院外研修施設の研修責任者
8. 院外有識者
9. 事務部門の責任者および事務担当者

委員会構成員は院長が任命する。

委員長に事故等あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、臨床研修管理委員長が招集し、必要に応じ随時開催する。（おおむね年3回）

委員長は、必要あると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、人事課に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。